

徳島県告示等公告式規程（平成二十年徳島県告示第百二十一号）第二条第二項ただし書の規定により、令和四年徳島県告示第四百三十六号の二を、令和四年七月一日午後五時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和四年七月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第四百三十六号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定による徳島県資源管理方針において定める徳島県定置漁業に係るくろまぐろ（三十キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁獲量の総量が、令和四管理年度において同法第十六条第一項の規定により定められた知事管理漁獲可能量を超えていると認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和二年徳島県規則第百一号）第二条第一項の規定により告示する。

なお、この告示に係るくろまぐろの採捕をしてはならない期間は、令和四年七月二日から同年九月三十日までとする。

令和四年七月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門